

● 「住所のみ」変更した場合の手続き（「住所変更届」の手続き）

1 注意事項

- この手続きは、「住所のみ」を変更した場合に行ってください（氏名等、登録事項の変更を同時に行う場合は、「登録事項変更届出書」により行ってください）。
- 区画整理等による町名地番の変更の場合、「住所変更届」の提出が必要です（市町村合併による住居表示の変更の場合に限り、「住所変更届」の提出は不要です）。
- この手続きでは、新しい登録証の交付（郵送）及び住所変更が完了した旨の連絡はありません。
- 記載内容を訂正する場合は、二重線を引き、余白に正しく書き直してください。

2 提出書類

住所変更届

住民票等の提出、手数料の払い込み、登録証の提出は不要です。

※ 住所変更届のみを提出してください。

住所変更届の記入例

※ボールペンで記入してください。

精神保健福祉士 住所変更届	
（「住所のみ」変更した場合に届け出てください。なお、手数料は無料です。） ※ 試験センターのホームページからも、「住所のみの変更手続き」ができます。 （その場合「住所変更届」の提出は不要です。）	
① 試験センターのホームページからも「住所のみの変更手続き」ができます。	①
② 登録証に記載されている「登録番号」、「氏名」、「生年月日」を記入する。	②
③ 生年月日の元号は、該当する□に☑チェックを記入する。	③
④ ○○方またはマンション名・室番号は2段目に記入する。	④
⑤ 電話番号は現在の連絡先を記入する。	⑤

登録番号 第 ○ ○ ○ ○ ○ 号

氏名 姓 福祉 名 愛

生年月日 大正 昭和 平成 11 年 10 月 1 日

〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

現住所 (注) ○ ○ 区 ○ ○ 市 ○ ○ 区 ○ - ○ - ○
○ ○ マンション ○ 号

電話番号 固定 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 固定電話なし
携帯 0 9 0 - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 携帯電話なし

● 申請書類の提出方法及び提出先

- 封筒の大きさの指定はありません。
- 住所変更届を送付する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
- 簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。
- 書類の提出先（下記をコピーして点線を切り取り、郵送用ラベルとしてお使いください。）

〒150-0002
 東京都渋谷区渋谷1-5-6
 (財)社会福祉振興・試験センター
 登録部

精神保健福祉士 住所変更届

(「住所のみ」変更した場合に届け出てください。なお、**手数料は無料**です。)

※ 試験センターのホームページからも、「住所のみの変更手続き」ができます。
(その場合「住所変更届」の提出は不要です。)

登録番号	第	号				
氏名	姓	名				
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	年	月	日

	〒		—	
現住所 (注)	都道府県			
電話番号	固定	—	—	<input type="checkbox"/> 固定電話なし
	携帯	—	—	<input type="checkbox"/> 携帯電話なし

(注) 現住所は、都道府県、市区町村、字、番地、〇〇方またはマンション名・室番号等を正しく記入してください。